

○交番・駐在所広報紙活動推進要領の制定について(通達)

(昭和 63 年 7 月 5 日岡外勤第 523 号警察本部長例規)

改正 平成 10 年 1 月岡務第 78 号 平成 13 年 7 月第 5047 号
平成 16 年 4 月岡地第 77 号 平成 18 年 3 月岡務第 68 号
平成 20 年 3 月第 195 号 平成 21 年 3 月第 195 号
平成 25 年 3 月岡務第 204 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号

各警察署長

交番・駐在所広報紙活動は、昭和 23 年 8 月茨城県下の駐在所でその第 1 号が発行されたのに始まり、逐次全国各地の交番・駐在所においても発行され、現在では県下の交番、駐在所の 80%以上で発行され、地域の身近な話題を伝える「ミニ広報紙」として地域住民に親しまれ、今や地域警察の主要な施策の一つとして定着してきているところである。しかし、県下警察署間における取組みに相当の格差がみられるなど必ずしも十分とはいえない現状にあることから、この度、別添のとおり「交番・駐在所広報紙活動推進要領」を定めたので、同要領に基づき、より効果的な推進に努められたい。

別添

交番・駐在所広報紙活動推進要領

第 1 趣旨

近年の社会の変化は、地域における住民の連帯感の希薄化等に拍車をかけつつあり、これに伴い地域社会の自律的問題解決機能、相互扶助機能等の低下を招来しつつある現状にかんがみ、地域に根ざした活動を推進することによつて、住民の日常生活の安全と平穩を守ることを任務とする地域警察が、一つ一つの活動を通じて地域との触れ合いを更に深めていく必要がある。交番・駐在所広報紙(以下「広報紙」という。)は、このような要請にこたえる極めて有効な手段であり、加えて、広報紙の発行のための掲載素材を収集するなどの過程において地域警察官が社会の変化、地域住民の警察に対するニーズは何かを考え、把握することにもつながり、的確な地域警察活動に寄与するという効果も期待できることから、広報紙活動の一層の推進を図ろうとするものである。

第 2 広報紙活動の在り方

1 交番・駐在所における広報紙の発行

広報紙をすべての交番(署所在地を含む。以下同じ。)及び駐在所において定期的に発行するように努めるものとする。

また、警察署地域課、機動警ら係等においても、必要により発行するように努めるものとする。

2 広報紙活動の効果的な推進要領

(1) 素材の収集

交番・駐在所の勤務員は、地域諸活動を通じて、地域における事件事故等の発生の実態や住民の意見、要望等に沿い、かつ、広報するタイミングにも配慮した広報紙の素材の収集に努めるものとする。

(2) 広報紙の内容

広報紙の内容は、その性格から、一般的な内容のみに終始することなく、地域における身近な出来事や住民の意見、要望等をも採りあげるなど、より住民に親しみのある内容となるよう努めるものとする。

(3) 配付方法

配付方法については、地理的条件等の管内の実態や広報紙の内容等により、勤務員が直接に配布する方法、回覧する方法、役場、病院等要点へ備え付ける方法等のうちで最も効果が期待でき、かつ、容易な方法に配慮するものとする。

(4) 地域住民等の意見を反映させる配慮

広報紙活動に対する地域住民等の意見、要望等については、これを踏まえ、その内容、配布方法等広報紙活動全般に反映させるよう努めるものとする。

第3 広報紙活動推進のための条件の整備

1 広報紙活動の実態の掌握

(1) 活動状況の掌握

管下交番・駐在所から定期的に報告を求め、また、広報紙作成指導者から意見聴取するなどの方法により、広報紙活動の実態掌握に努めるものとする。

(2) 未発行要因の分析等

広報紙を発行しないなど広報紙活動が低調な交番・駐在所については、その解消に努めるとともに、継続的、かつ、きめ細かい指導教養を実施するものとする。

2 広報紙作成担当者の技能向上方策の推進

(1) 講習会の開催等

警務部県民広報課及び警察署警務課等との連携により、例えば、指導者養成講習会、技術研究会等の定期的な開催のほか、巡回教養等により広報紙活動に対する意識の高揚を図るとともに、作成技術の向上等広報紙活動を効果的に推進するための指導教養に努めるものとする。

(2) 素材の提供

警務部県民広報課及び警察署警務課等他の警察部門と連携するなどにより、当面の広報重点や記事、イラスト・カット集等広報紙作成に必要な素材を作成し、広報紙作成担当者に提供するものとする。

3 物的条件の整備

(1) 用紙、器材等の確保

広報紙作成のために必要な用紙、器材等の確保に努めるものとする。

(2) 印刷等への配慮

広報紙の印刷を警察署において一括して行うなどの方法について工夫することにより、広報紙作成者の負担を軽減する措置に配慮するものとする。

4 勤務体制等の整備

(1) 広報紙作成のための時間の確保

休日、非番日を利用しての広報紙の作成等作成者に過度の負担を強いることとならないように、日勤日の運用、必要な限度での勤務変更等による広報紙作成のための時間を確保することについて配慮するものとする。

(2) 総合力による広報紙活動への配慮

交番又は複数制の駐在所にあつては、特定の勤務員のみ負担を強いることのないように、作成者の輪番制、あるいは素材の収集、構成、執筆の分担制等により、勤務員相互の連携による広報紙活動の推進に配慮するものとする。

第4 その他

1 広報紙発行の管理

(1) 事前の点検

広報紙の作成、発行を担当者任せにすることなく、警察署の地域警察幹部において、担当者の創意工夫に配慮しつつ、記述は妥当か、内容が地域実態に即し、かつ、タイミングのよいものになっているか、誤字、脱字はないか等について、事前の点検を十分に行うとともに、不適切な部分についての指導を徹底するものとする。

(2) 適正な評価

警察署主催による広報活動コンクールを実施して、優秀者を賞揚するなどのほか、広報紙活動による効果的事例の把握、広報紙の作成、活動に当たつての工夫等広報紙活動全般に対する適正な評価に努めるものとする。

2 報告

この要領に基づいて講じた措置については、速やかに報告するものとする。

なお、広報紙に対する地域住民の反響については、その都度報告するものとする。